のあらまし

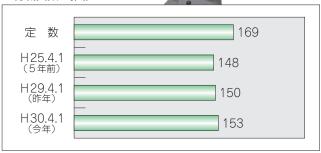
地方公務員法において、人事行政の状況を公表することが義務付けられています。

今月号では、町職員の給与等について広く町民のみなさんにご理解していただくため、おなじみのキャラクター が「人事・給与のあらまし」をご紹介します。

覹 数 員



■総職員数の推移 (単位:人)



平成25年~平成30年の5年間で、ほぼ横ばいとなっています。 職員の定数と比べると、平成30年は16人(9.5%)少なくなっ ています。

■総職員数の内訳

(単位:人)

	区	分	•	定	数	H25.4 (5年前		H29. (昨年		H30.4.1 (今年)
町	町長部局の職員				27	112	2	1 ′	5	118
	うち痕	5 院 耶	裁員		37	32	2	3	30	30
選	選管事務局の職員				2	2	2		2	2
農業	農業委員会事務局の職員				2	,	1		1	1
教育	教育委員会事務局の職員				15	1()		9	9
議	会事務	局の耳	戰員		3	3	3		3	3
消	防	職	Ę		20	20)	2	20	20
	合	計		1	69	148	3	15	50	153

※職員数には、町長、副町長、教育長などの特別職や、臨時職員は 含んでいません。

「定数」は、町の条例で決まっている職員の上限数です。

本町は、これまで退職者の補充や適正な人員配置を考え、職員の採用を行い、上図のように職員数になってお ります。今後も引き続き、適正な定員管理を行います。

職員の勤務時間・休暇

■勤務時間

職員の1日の勤務時間は、7時間45分です。 また、一般的な職員の勤務時間は、月曜から金 曜までの8:30~17:15までです。

そのうち、12:00~13:00までが休憩時間です。

■休

1年につき20日の年次有給休暇が与えられま す。また、その年に使用しなかった年次有給休暇 は、20日を限度に繰り越すことができます。

その他の休暇として、結婚、産前・産後、出産、 病気、忌引、夏季、介護の休暇や育児休業制度な どが設けられています。

職員の勤務条件は、地方公務員法や労働基 準法、その他町の条例や規則により、決めら れています。

職員の分限・懲戒処分・服務

■分限処分と懲戒処分

分限処分とは、疾病等のために職員が職務をできない などの場合に行う職員に対する不利益な処分(降任、免 職、休職)のことをいいます。

また、懲戒処分とは、法令や職務上の義務に違反した り、職務を怠ったり、公務員にふさわしくない行動があっ た場合に行う職員に対する制裁的な措置(戒告、減給、 停職、免職)のことをいいます。

平成29年度の処分の状況は、右図のとおりです。

任 0人 職 免 0人 職 3人 休

人数

分限処分

9

懲戒	件数	
戒	告	0人
減	給	0件
停	職	0件
免	職	0件

服

職員は、地方公務員法により「全体の奉仕者として公共利益のために勤務 し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければな らない」とされ、宣誓しなければならないこととされています。

職員の服務には、その他にも法令・上司の職務命令に従う義務、信用 失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為・営利企業従事 の制限などがあります。

職員の福利厚生

■健康管理

法令により、職員検診や業務に応 じた特殊検診などを実施し、病気の 予防・早期発見に努めています。ま た、保健師による健康相談も行って います。

■公務災害補償

民間企業のいわゆる労災に当たる 制度です。

職員に、職務上の負傷等があった 場合、労災と同様に補償されます。

■互助会

職員の福利厚生増進を図るため、職員の互助 会として(財)北海道市町村職員福祉協会に加 入し、給付・福利厚生事業を実施しています。 平成29年度の公費負担金など状況は下図のと おりです。

※事業内容については、福祉協会のホームペー ジをご覧ください。

http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/

互助会に対する 公費負担額	互助会会員数	一人当たりの 公費負担額		
424千円	150人	2,827円		

職員は、市町村職員共済組合に加入しています。

職員の研修

■研 修

職員は、毎年度作成される「長万部町 職員研修計画」により、定期的にまたは 随時に研修を受け、能力の向上を図って います。平成29年度の研修の状況は、左 図のとおりです。

	人数		
初級、	税務、	政策など	44人

※「職員研修計画」による実施分のみ

庁内の研修も、随時行っています。

特 集 Ⅲ ▮

長万部町職員の

(単位:千四)

人件費の状況

人件費全体の約65.3%を一般会計が、約24.6%を病院事業会計が占めています。

■人件費の状況(平成29年度決算)

(単位:千円) 숲 計 숨 計 1.298.094 計 848.029 般 会 国民健康保険特別会計 17,282 介護保険特別会計 35.850 公共下水道事業特別会計 23.312 ガス事業会計 126,144 水 道 事 業 会 計 28,102 319,375 病院事業会計

■人件書の推移(決質)

	/ \П	只	ノフュ圧	イン	()/(7			(+1± · 1 1 J)
区分							平成24年度(6年前)	平成28年度 (おととし)	平成29年度 (昨年)
4	<u> </u>	会	計	ĺ	\Rightarrow	計	1,264,107	1,305,568	1,298,094
	_	;	般	숲	<u>~</u>	計	847,502	843,791	848,029
	国民健康保険特別会計					計	15,656	16,637	17,282
	介護保険特別会計 公共下水道事業特別会計			計	27,263	29,950	35,850		
				会計	19,135	23,181	23,312		
	ガ	ス	事	業	会	計	18,831	20,380	26,144
	水	道	事	業	会	計	32,687	27,776	28,102
	病	院	事	業	会	計	303,033	343,853	319,375

■人件費の内訳(平成29年度決算)

	■人件費の内訳(平成29年度決算) 													: 千円)
	X		分		報	酬	給	料	手	当	共済	李費	合	計
=	全 会	計	合	計	36	6,424	603	3,144	358	3,394	300),132	1,298	,094
	一般 会計			計	35	,497	381	,912	230	0,387	200),233	848	,029
				国民健康保険特別会計 43				3,373	4	1,575		1,291	17	,282
	介護保険特別会計		会計		884	17	7,385	3	3,947	3	3,634	35	,850	
	公共下	水道事	業特別	会計			11	,577	6	5,169	5	5,566	23	,312
	ガス	事	業 会	: =			12	2,826	٦	7,111	6	5,207	26	,144
	水道	事	業 会	計			13	3,495	8	3,076	6	5,531	28	,102
	病院	事	業 会	計			157	7,576	93	3,129	68	3,670	319	,375

6年前と比べ、1年間にかか る人件費は約3,398万円増加し ています。

- ●議会議員の報酬や、いろいろな委員 の方々などに支払ったものが「報酬」 です。
- ●職員に実際に支払ったのが、「給料」 と「手当」で、議会議員の期末手当 も「手当」に含まれています。
- ●いわゆる社会保険料などとして、町 が負担したものが「共済費」です。

職員の給与

147,100円

職員の給与は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体と民間企業の従業員の給与など のバランスを考慮し、町議会の議決を経て条例で定められます。

■初任給(一般行政職) 分

卒

区

学 卒

校

政職) (平原	成30年4月1日現在)
長万部町	国
179,200円	179,200円

147,100円

■平均年齢と平均給料月額(一般行政職)

(平成30年4月1日現在)

平均年齢 40.0歳 平均給料月額 296,092円

■経験年数別平均給料月額(一般行政職)

(平成30年4月1日現在)

20年以上25年未満 経験年数 10年以上15年未満 15年以上20年未満 給料月額 251.200円 277.133円 314.016円 ※経験年数とは、採用前の前歴年数と採用後の年数を足したものです。

■職員に支給されている給料、手当 (平成30年12月1日現在)

	糸	合 料	いわゆる基本給です。職務に応じて給料表で定められ、毎月支給されています。						
諸		扶養手当 (月額)	扶養親族のある職員に支給されます。配偶者6,500 円、配偶者以外の扶養親族(父母等)6,500円/人、 子10,000円/人、満16歳~満22歳5,000円/人加算	通勤手当(月額)	通勤距離が片道2km以上の職員に支給されます。交通機関利用者は運賃相当額(限度額55,000円)、自動車等使用者は通勤距離に応じた額(2,000円~31,600円)				
	H	住居手当(月額)	住宅を借り受けている職員に支給されます。月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額27,000円	時間外勤務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。平成29年度の職員1人当たり平均支給年額は144,919円(一般会計決算)				
手	Ŧ	管理職手当 (月 額)	課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円~137,700円、課長等は23,800円~41,600円を支給	特殊勤務 当	野犬掃とう、有害鳥虫駆除、救急・消火、ごみ 処理など危険、不快な勤務に従事する職員に支 給します。				
	当	期末・勤勉手当 (6・12月)	給料月額に扶養手当と地域手当、職務の級などによる加算額を加えた額に、6月分は2.125月、12月分は2.275月を乗じた額を支給	寒冷地手当 (11~3月)	世帯区分、扶養親族の有無などに応じ、8,800 円〜23,360円を支給します。				

※このほかにも、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当などがあります。

■特別職の給与 (平成30年12月1日現在)

X	分	給料月額	そ の 他	区分	給料月額	その他
⊞Ţ	長	810,000円	 職員と同様に、通勤手当と寒冷地手当を	議 長	250,000円	 期末手当6月分1.15
副	町長	650,000円	支給	副議長	205,000円	月、12月分3.15月(加
			期末手当6月分2.125月、12月分2.275	常任・議運委員長	185,000円	算措置15%有り)を
教	育長	580,000円	月を支給	議員	175,000円	支給